

分野	16	通番	1
法律名	卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第6条	第2項	×	
第6条	第3項	×	
第6条	第4項	×	
第6条	第5項		準用規定
第9条	第1項	×	
第9条	第2項	×	
第9条	第3項	×	
第11条	第1項	×	
第11条	第2項	×	
第13条の3	第3項		準用規定
第13条の5	第4項		準用規定
第13条の5	第5項	×	
第14条	第1項	×	
第16条	第2項	×	
第21条	第4項		準用規定
第33条	第2項	×	
第33条	第3項	×	
第35条	第4項	×	
第35条	第5項		準用規定
第42条	第2項	×	
第43条	第2項	×	
第43条	第3項	×	
第46条	第1項	×	
第46条	第2項	×	
第48条	第3項	ア	
第53条	第1項	×	
第54条	第2項	×	
第57条	第1項	×	
第59条		×	
第65条	第1項	×	
第66条	第2項		準用規定
第67条	第1項	×	
第67条	第2項	×	
第75条	第2項	×	

分野	16	通番	2
法律名	大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第3条	第3項	×		
第5条	第3項	×		
第6条	第3項			準用規定
第6条	第6項	×		
第8条	第1項	iv	e	
第8条	第3項	×		
第8条	第4項	×		
第8条	第6項	×		
第8条	第8項			準用規定
第9条	第1項	×		
第9条	第3項	×		
第9条	第5項			準用規定

分野	16	通番	3
法律名	商店街振興組合法(昭和三十七年法律第百四十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第36条	第2項	i		
第36条	第3項	ア		
第62条	第3項			準用規定
第73条	第4項			準用規定
第81条	第2項	i		
第84条	第2項	ア		

分野	16	通番	4
法律名	中小小売商業振興法(昭和四十八年法律第一百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第4条	第8項	×	第15条により都道府県が処理する事務

分野	16	通番	5
法律名	割賦販売法(昭和三十六年法律第百五十九号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第41条	第6項	ア	第47条により都道府県が処理する事務

分野	16	通番	6
法律名	特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第8条	第2項	×	第68条により都道府県が処理する事務
第15条	第2項	×	第68条により都道府県が処理する事務
第23条	第2項	×	第68条により都道府県が処理する事務
第39条	第4項	×	第68条により都道府県が処理する事務
第47条	第2項	×	第68条により都道府県が処理する事務
第57条	第2項	×	第68条により都道府県が処理する事務
第66条	第5項	ア	第68条により都道府県が処理する事務

分野	16	通番	7
法律名	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成四年法律第五十三号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断		備考
第10条		×		第20条の2により都道府県が処理する事務
第11条	第1項	×		第20条の2により都道府県が処理する事務
第11条	第2項	×		第20条の2により都道府県が処理する事務
第17条	第1項	×		第20条の2により都道府県が処理する事務
第17条	第3項	ア		第20条の2により都道府県が処理する事務

分野	16	通番	8
法律名	消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第40条	第1項	×	第55条により都道府県が処理する事務
第42条	第2項	i	第55条により都道府県が処理する事務

分野	16	通番	9
法律名	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(昭和四十八年法律第百十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第7条	第3項	ア	

分野	16	通番	10
法律名	家庭用品品質表示法(昭和三十七年法律第百四号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第19条	第1項	×	第20条により都道府県が処理する事務

分野	16	通番	11
法律名	消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
第12条	第5項	×	
第53条の4	第3項	×	
第53条の10	第2項	×	
第53条の13	第2項	×	
第53条の17	第3項	×	
第53条の17	第4項	×	
第53条の17	第5項	×	
第58条		i	
第59条	第1項	ア	
第59条	第3項	ア	
第59条	第4項	ア	
第94条	第1項	イ	
第94条	第4項	×	
第95条の2	第1項	ア	
第95条の2	第2項	ア	

分野	16	通番	12
法律名	貸金業法(昭和五十八年法律第三十二号)		

条	項	メルクマール 該当非該当 の判断	備考
5条	1項	ア	
5条	2項	ア	
6条	1項	×	
6条	2項	ア	
8条	2項	ア	
9条		×	
24条の6の5	1項	×	
24条の6の5	2項		準用規定
24条の6の7		ア	
24条の6の8		×	
24条の6の10	5項	ア	
24条の6の11	1項	×	
44条の2	1項	×	